福智町放課後児童健全育成事業業務委託

プロポーザル実施要領

この要領は、学童クラブの安定した運営の維持とサービス拡充を図るため、放課後児童健全育成事業

業務を委託する事業者を選定するためのプロポーザルに関して必要な事項を定めるものとする。

1.　業務概要

（1） 委託業務名

福智町放課後児童健全育成事業業務委託

（2） 業務内容

「福智町放課後児童健全育成事業業務委託仕様書」のとおり

（3） 業務履行期間

令和8年４月１日から令和11年３月３１日まで

（4） 業務履行場所

　　　別紙1（1）「各学童クラブ」のとおり

2.　見積上限額

（1）基本業務分

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 令和8年4月1日～令和11年3月31日までの上限額 | 単年度の上限価格 |
| 上野小学校学童クラブ | 23,964,000円 | 7,988,000円 |
| 市場小学校学童クラブ第一 | 24,354,000円 | 8,118,000円 |
| 市場小学校学童クラブ第二 | 24,354,000円 | 8,118,000円 |
| 伊方小学校学童クラブ第一 | 24,432,000円 | 8,144,000円 |
| 伊方小学校学童クラブ第二 | 23,574,000円 | 7,858,000円 |

1. 上限価格は放課後児童支援員（常勤職員）２名以上を配置した場合に基づき積算した金額である。
2. 「17契約」については、実際の職員配置や利用予定児童数を基に積算した金額を踏まえて、町と

受託者で協議した金額とするため見積額より減額になる場合がある。

1. 特別な支援を要する児童（２人分）に係る対応の単年度上限額　2,059,000円

　　 対象児童が、３人を超える場合は要協議。

1. 放課後児童支援員等処遇改善事業に係る加算は、県補助基準額に準ずる。
2. 契約した日から本業務の委託を開始する日までに必要となる準備経費を含むものとする。

（2）その他

① 本業務委託は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第2号に規定する第二種社会福祉

事業であり、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項に規定する消費税非課税事業に該当

する。

　　② 契約締結日から令和８年３月３１日までは、委託準備期間とする。

3. 選定方式

 (1) 公募型プロポーザル方式

4. 企画提案の参加資格者

（1） 提案参加資格

 次のいずれかに該当する者は参加事業者となることができない。

①　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当する者

② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き中の者

③　福智町暴力団排除条例（平成22年条例第1号）に定める暴力団密接関係者に該当する者

 ④ 国税、都道府県税及び市区町村税の滞納がある者

　 ⑤　本業務について、過去3年間、他の地方公共団体から受託し業務を履行した実績がないもの

　 ⑥ 本町に対し、放課後児童健全育成事業者届を提出していない者

5. 業者選定スケジュール

　　選定に係るスケジュールは以下のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 内　　容 | 期　　日 | 備　考 |
| プロポーザル参加申請書の提出期限 | 令和7年9月8日（月）～令和7年9月29日（月））17：00まで | 持参又は郵送 |
| 参加申請書等に関する質問受付 | 令和7年9月8日（月）～令和7年9月16日（火）15：00まで | 電子メール |
| 質問回答期限 | 令和7年9月24日（水） | 電子メール |
| 参加資格確認結果の通知 | 令和7年9月30日（火） | 通知書及び電子メール |
| 企画提案書提出期限 | 令和7年10月9日（木）17：00まで | 持参 |
| プレゼンテーションおよびヒアリング | 令和７年10月15日（水）13：30開始 |  |
| 委託業者決定通知 | 令和７年10月20日（月） | 通知書及び電子メール |

※上記日程は、予定であり変更する場合がある。

1. 参加に係る必要書類の提出

（1）「プロポーザル参加申請書」（様式１－１）

（2）業務実績書（様式１－２）

（3）誓約書及び承諾書（様式２）

（4）放課後児童健全育成事業者届（様式３）

（5）参加資格審査書類として、福智町入札参加資格名簿に登録のない業者は商業登

記謄本・印鑑証明書・使用印鑑届・納税証明書・委任状等の提出をすること。

1. 参加申請書の提出方法及び提出期限等

（1）提出方法

　　　持参又は郵送に限る。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたこと

が証明できる方法によること。

提出先

福智町役場 こども課　こども支援係

所在地 〒822－1292 　福岡県田川郡福智町金田937番地2

電話番号 0947－22－3700

（2）提出期限

令和7年9月29日（月）17：00まで

（3） プロポーザル参加申請書（様式１－１）を提出したものが、提出を辞退する場合は、プロポーザ

ル参加辞退届（様式7）を提出すること。

（4）参加資格確認結果通知

　　　提出された参加表明書等を確認し、応募者へ結果を電子メール及び通知書にて通知をする。

1. 質疑事項

（1） 質疑がある場合は、業務委託仕様書等に関する質問書（様式6）にて質問内容を

簡潔にまとめ、次の電子メール宛てに送信すること。（fg0921@town.fukuchi.lg.jp）

電子メールの表題は、「福智町放課後児童健全育成事業業務委託に関する質問」とし、

令和7年9月16日（火）１5：００　までの質問期限とする。

（2） 回答については、公平を期すため、参加表明書を提出したすべての事業所に

令和7年9月24日（水）までに電子メールにて一斉送信とする。

.

1. 「福智町放課後児童健全育成事業企画提案書」の提出

　　参加資格決定通知を受け取ったものは、企画提案書等を提出すること。

(1) 提出部数

10部（正本１部、副本9部（複写可））とし、それぞれ１部ずつ綴じ込みを行うこと。

(2) 提出書類

・「１０企画提案書作成要領」の要件を満たす提案書に企画提案書表紙（様式4）を付し、Ａ４

ファイルに綴じてファイルの表紙に案件名「福智町放課後児童健全育成事業企画提案書」と事

業者名を記載すること。

・ページの最初に業務提案書ごとの通し番号を記入した目次をつけ、各ページ番号及びインデック　スを付け、両面印刷の上Ａ４のファイルに綴じること。日本語表記で11ポイント以上とする。

・クラブの共通する項目については一括での提案とし、クラブごとに異なる項目（支援員の配置人数、見積書等）については、クラブ別に示すこと。

（3）「見積書及び積算根拠詳細内訳書」（様式5）

　　　 見積書（１部）を作成し、企画提案書と共に提出すること。作成にあたっては、「１１見積もり

要領」の要件を満たすものとすること。

　（4）提出期限

　 令和7年10月９日（木）17：00まで

１0.　企画提案書作成要領

提案書は、「福智町放課後児童健全育成事業業務委託仕様書」に基づき作成を行うこと。なお、提案書の構成は以下のとおりとする。

（1）一般事項評価

①　事業者の運営方針

・本業務委託の背景・目的を踏まえ、提案の概要を記すこと。

・事業者の運営方針及び運営体制を記すこと。

・学童保育の意義や児童の育成についての基本的な考えを記すこと。

②　経営状況

・事業者の財務状況について記すこと。

（財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）でも構わない。）

③ 受託実績及び業務体制

・国・他自治体での同等業務の受託実績について、発注者、対象人数、期間、業務範囲等を具

体的に記すこと。

・事業者全体の運営体制及び学童保育所の平常時における支援員の配置人数について記すこと。

・支援員の管理体制について記すこと。

・業務フロー図、業務マニュアルの整備について記すこと。

 （2）技術評価

① 危機管理体制

・不審者乱入時の対応体制について記すこと。

・保育上の事故発生時の対応と予防体制について記すこと。

・個人情報保護及び守秘義務について記すこと。

② 衛生管理

・児童の安全・健康・衛生についての考え方を記すこと。

・児童の健康維持、感染症や食中毒の予防対策を記すこと。

③ 支援員等の雇用に対する待遇

・支援員等の人選基準について記すこと。

・支援員の雇用条件、勤務体制、休暇について記すこと。

・現支援員の継続雇用についての考え方や地元採用計画について記すこと。

④ 支援員等の資質向上のための計画

・支援員の人材育成の方法について記すこと。

・長期間にわたって人材を確保するための方法について記すこと。

・支援員間の共通理解を確保する体制について記すこと。

⑤ 保育内容

・学童保育の充実のための方策について記すこと。

・成長段階に見合った働きかけを記すこと。

・特別な支援を要する児童に対する取組を記すこと。

⑥ 保護者対応

・保護者の要望や苦情に対する方策について記すこと。

⑦ 学校及び地域との連携

・学校及び地域と連携する計画について記すこと。

・地域活動や学びの場との連携についての提案を記すこと。

 （3）加点となる取組の評価

　特色のある取組

・自由なアピールを記すこと。

（4）提案見積額の評価

　提案見積金額の妥当性、経費削減のための取組

１１.　見積もり要領

　　 見積もりは、「見積書及び積算根拠詳細内訳書」（様式5）により行うものとする。なお、見積もりにあたっては、以下の点に注意すること。

（1） 令和8・9・10年度の3年分を合算し、本町が示している委託範囲に基づき受託を希望する学童ク

ラブごとに見積もりを行うこと。

（2）「見積書及び積算根拠詳細内訳書」（様式5）中の「１　学童クラブの名称」については、別紙1（1）各学童クラブの「名称」ごとに記載すること。ただし、「２　積算根拠詳細内訳書」につい

 ては、別紙1（2）各学童クラブ別想定入所者数の「名称（支援の単位）」ごとにそれぞれの内訳

書を作成すること（別紙にて作成し添付可）。

（3）別紙1（2）各学童クラブ別想定入所者数の「予想児童数」をもとに積算を行うこと。

（4）見積もりは、「2 見積上限額」に留意し作成すること。

１2.　 プレゼンテーション（企画提案書説明）要領

　　 プレゼンテーション（企画提案書説明）は以下の要領で行うこと。

(1) プレゼンテーションは非公開とし、順番については参加申込書の受付完了順とする。

（2） プレゼンテーションへの参加人員は３名までとする。

（3） 所用時間は３０分程度を目安とすること。

プレゼンテーションは、企画提案書の項目順（「１0. 企画提案書作成要領（１）一般事項評価か

ら（４）提案見積額の評価」の順に行うこと。

（４）提案書の各項目についての説明を終えたあと、１５分程度の質疑応答を行うものとする。

（５）プレゼンテーションは「Microsoft PowerPoint」等を用いて行うこと。

（６） プレゼンテーションに使用する必要機材のうち、プロジェクター、スクリーンについては、当

町にて用意するものとする。（その他については、各自にて用意すること。）

　 　（７）プレゼンテーション・ヒアリングの日時等の詳細は別途連絡する。

１3.　企画提案審査・選定

1. 審査は、選考委員会が企画提案書、プレゼンテーション及び見積価格等を評価項目にそって

行い、総合評価点数の６０％（６０点）以上を獲得した参加者から、最も得点の高い者を最優

秀提案者、次に評価点数が高かった者を次点者として選定する。

1. 最高得点者が同点の場合は、選考委員会において協議の上、最優秀提案者を決定する。
2. 評価点は最高１００点とする。内訳として企画提案審査（配点８０点）と金額評価（配点２０

点）とする。

1. プロポーザル参加者が１者のみの場合でも、審査・評価は実施するが、総合評価点数が６０

％（６０点）を下回る場合は、最優秀提案者として選定しない。

１4.　評価項目及び評価ごとの配点

　（１）評価項目及び評価項目ごとの配点は、以下のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| Ｎｏ | 評 価 項 目 | 配 点 |
| １ | 事業者の運営方針 | ５点 |
| ２ | 経営状況 | ５点 |
| ３ | 受託実績及び業務体制 | １０点 |
| ４ | 危機管理体制 | １０点 |
| ５ | 衛生管理 | ５点 |
| ６ | 支援員等の雇用に対する待遇 | ５点 |
| ７ | 支援員等の資質向上のための計画 | ５点 |
| ８ | 保育内容 | １０点 |
| ９ | 保護者対応 | ５点 |
| １０ | 学校及び地域との連携 | １０点 |
| １１ | 特色のある取組 | １０点 |
| １２ | 見積価格 | ２０点 |
| 合 計 |  | １００点 |

１5.　審査結果の通知

　　審査結果は、次により通知・公表する。

　（１）選定結果については、各提案者に書面で通知する。

　（２）委託候補者名を福智町ホームページに公表する。

１6.　失格事項

 次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

（１）本要領等で定めた要件、期限、方法等を遵守しない場合

（２）提出書類及びプレゼンテーション等に虚偽の記載や説明があった場合

（３）審査結果に影響をあたえるような不正行為が発覚した場合

（４）契約締結の日までに「４. 企画提案の参加資格者」に規定する参加資格に抵触するに至った

場合

（５）前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、選考委員会

が失格であると認める場合

１7. 契約

　 契約は、以下のとおり行うものとする。

（１）本町と最優秀提案者との間で、企画提案書について速やかに協議を行う。

（２）上記の協議による仕様書と提出された「見積書及び積算根拠詳細内訳書」の金額をもとに、再度見積もりを徴収し、契約書を作成し締結する。

（３）協議の結果、最優秀提案者と契約に至らなかった場合には、次点者と契約を前提に協議を行う。

（４）令和８年３月31日までの間を準備期間とし、業務開始の準備に要する費用は受託者の負担とする。

１8.　その他・留意事項

（１）本実施要領に記載がない事項については、双方協議のうえ、これを定めるものとする。

（２）本プロポーザルへの参加に係る一切の費用は、すべて参加者の負担とする。

（３）提出書類受付後の書類の差し替え、返却又は再提出は認めないものとする。

（４）参加事業者からこの実施要領に基づき提出される書類の著作権は、作成者に帰属する。

ただし、採用した提案書等の著作権は、町に帰属する。採用不採用に関わらず、町は本プロポー

ザルの報告、公表等のため必要な場合は、提出書類等の内容を無償で使用できる。

（５）提出期限までに提案書の提出がない場合は、その参加資格者は辞退したものとする。

（６）本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、福智町情報公開条例（平成１８年福智町条例第１０号）に基づき提案書を公開することがある。

　　 ただし、福智町情報公開条例第６条各号に該当する場合は、一部開示又は非開示とする。

１9.　実施要領等の交付に関する事項

　　 実施要領等の交付は、福智町ホームページ上で行う。

　　（実施要領及び各種申請書類は、福智町ホームページからダウンロード可）

問い合わせ先

福智町役場 こども課　こども支援係

・所在地 〒822－1292 　福岡県田川郡福智町金田937番地2

・電話番号 0947－22－3700

・メールアドレス　fg0921@town.fukuchi.lg.jp

別紙１

（１）各学童クラブ

|  |  |
| --- | --- |
| 名　　　　　称 | 場　　　　　　所 |
| 上野小学校学童クラブ | 福智町上野２６２２番地　福智町立上野小学校敷地内 |
| 市場小学校学童クラブ　第一 | 福智町市場３３４番地　　福智町立市場小学校敷地内 |
| 市場小学校学童クラブ　第二 | 福智町市場３３４番地　　福智町立市場小学校敷地内 |
| 伊方小学校学童クラブ　第一 | 福智町伊方３９２７番地１５　福智町立伊方小学校グランド横 |
| 伊方小学校学童クラブ　第二 | 福智町伊方３９２２番地　　福智町立伊方小学校校舎別館　 |

（２）各学童クラブ別想定入所者数

|  |  |
| --- | --- |
| 名称（支援の単位） | 予 想 児 童 数 |
| 上野小学校学童クラブ | 30 |
| 市場小学校学童クラブ　第一 | 35 |
| 市場小学校学童クラブ　第二 | 35 |
| 伊方小学校学童クラブ　第一 | 40 |
| 伊方小学校学童クラブ　第二 | 25 |